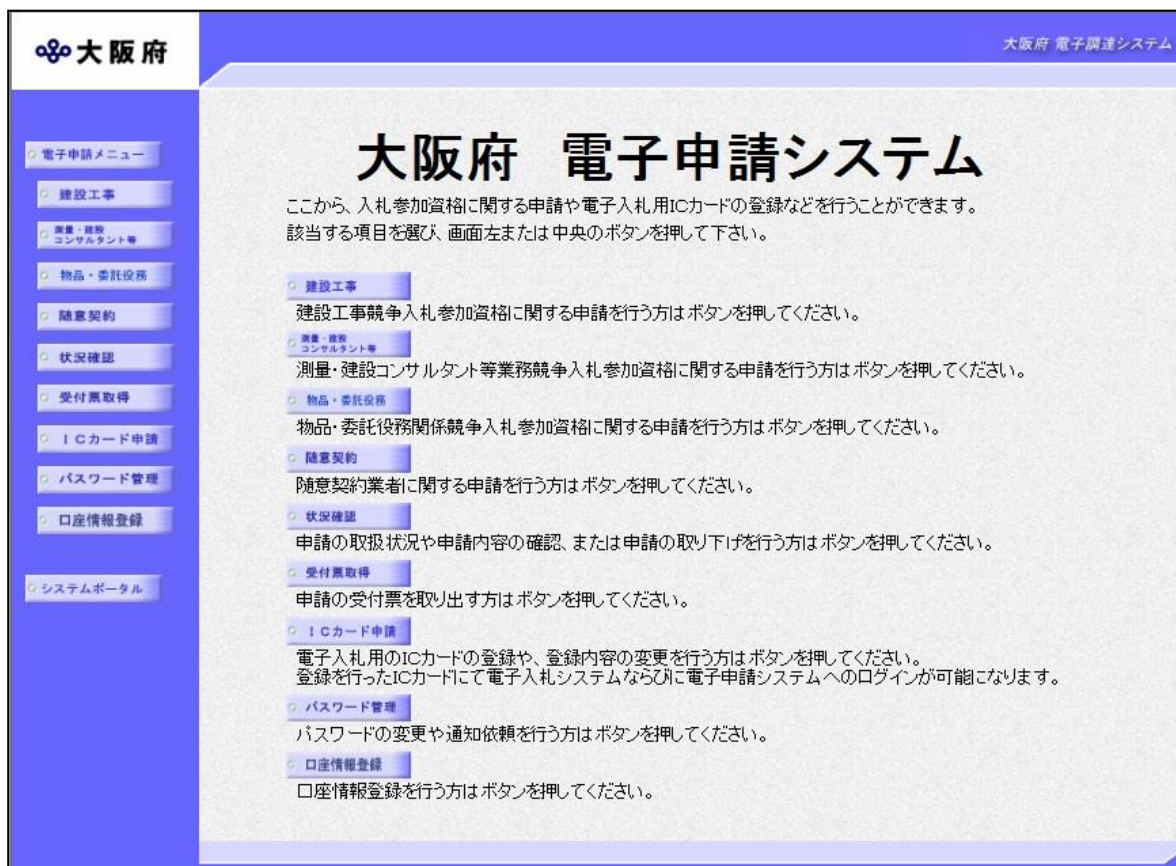


第1章 共通操作

1. メニュー画面

1) 大阪府 電子申請システムメニュー画面



- ◆物品・委託役務関係競争入札参加資格申請を行う場合は、**物品・委託役務**をクリックします。
- ◆随意契約業者に関する申請を行う場合は、**随意契約**をクリックします。
- ◆申請の確認を行う場合、または申請された申請書の取下げを行う場合は、**状況確認**をクリックします。
- ◆申請の受付票取得を行う場合は、**受付票取得**をクリックします。
- ◆口座情報登録を行う場合は、**口座情報登録**をクリックします。
- ◆電子申請システムメニュー画面に戻る場合は、画面左の**電子申請メニュー**をクリックします。
- ◆システムポータル画面に戻る場合は、画面左の**システムポータル**をクリックします。

2) 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格申請

大阪府

電子申請メニュー

- 建設工事
- 測量・建築コンサルタント等
- 物品・委託役務
- 請負契約
- 状況確認
- 受付票取得
- ICカード申請
- パスワード管理
- 口座情報登録
- システムポータル

大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格申請

申請を行う前に、[申請に関する情報](#)を必ず確認してください。

◎お問合せいただく前に、FAQ(よくある質問)をご参照いただけますと、お問合せ内容が解決する場合があります。

- ◆ [電子申請に関するFAQ](#)
- ◆ [添付書類に関するFAQ](#)

【新規申請】

入札参加資格の新規登録を行う方は、以下の項目から選んでください。

- [新規申請\(初めて登録する方\)](#)
これまで大阪府の入札参加資格(建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・委託役務)登録を行ったことがなく、初めて大阪府の入札参加資格登録を行う方は、ここから申請を行ってください。
- [新規申請\(登録履歴のある方\)](#)
過去に大阪府の入札参加資格(建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・委託役務)登録があり、**ユーザーID(業者番号)・パスワードを取得されていた方は**、ここから申請を行ってください。
※申請にはユーザーID(業者番号)・パスワードまたは登録済みの電子入札用ICカードが必要です。(ユーザーID(業者番号)・パスワードが分からない場合は、[こちら](#)をご覧ください。)
- [どちらかのリンクをクリックして必要書類を確認のうえ、送付してください。](#)
 - [郵送書類一覧【新規申請】法人用](#)
 - [郵送書類一覧【新規申請】個人事業者用](#)
- [「業の許可・資格が必要な申請種目一覧」](#)
- [電子申請操作マニュアル【新規申請】](#)

【変更申請】

入札参加資格の登録内容の変更を行う方は、以下の項目から選んでください。
※申請にはユーザーID(業者番号)・パスワードまたは登録済みの電子入札用ICカードが必要です。(ユーザーID(業者番号)・パスワードが分からない場合は、[こちら](#)をご覧ください。)

- [業者基本情報の変更](#)
商号、本社情報(代表者名、所在地等)、受任先(代理人等)、府内営業所情報(所在地等)の変更を行う方はこちら
※建設工事、測量・建設コンサルタント等の登録を有する方で、変更がある場合は、左側のボタンより並行して変更申請を行ってください。
- [種目の追加・登録辞退](#)
契約種目の追加、入札参加資格登録の辞退を行う方はこちら
- [郵送書類一覧【変更申請】](#)
- [「業の許可・資格が必要な申請種目一覧」](#)

戻る

物品・委託役務関係競争入札参加資格の**新規申請**、**変更申請**を行うことができます。
申請を行いたい項目をクリックすると、各画面に遷移します。

戻るをクリックすると、「大阪府 電子申請システム」画面に戻ります。



申請について

新規申請 …… 新規申請には、2種類あります。それぞれの意味は次のとおりです。

- **新規申請(初めて登録する方)**

これまで府の入札参加登録(建設工事、物品関係、請負契約業務)のない方が資格登録する際はこちらから入力します。

- **新規申請(登録履歴のある方)**

既に資格登録している方はこちらから入力します。

通知済みのID・パスワードもしくは登録済みICカードが必要です。

変更申請 …… 既に申請した内容の変更、追加、または登録を辞退する場合もこちらから入力します。

郵送書類一覧 …… 申請に必要な書類をご覧になる場合はこちらをクリックして下さい。

「業の許可・資格が必要な申請種目一覧表」…委託役務関係の申請種別に関連する資格証明書の一覧についてはこちらをクリックして下さい。

3) 随意契約業者登録 登録申請

The screenshot shows the '大阪府 電子申請システム' (Osaka Prefecture Electronic Application System) interface. The main menu on the left includes '電子申請メニュー' (Electronic Application Menu) with sub-items: '建設工事' (Construction Work), '測量・建築コンサルタント等' (Surveying, Architecture, etc.), '物品・委託役務' (Goods, Commissioned Services), '随意契約' (Discretionary Contracts), '状況確認' (Status Confirmation), '受付票取得' (Receipt Acquisition), 'ICカード申請' (IC Card Application), 'パスワード管理' (Password Management), and '口座情報登録' (Account Information Registration). Below this is the 'システムポータル' (System Portal) link.

The main content area is titled '随意契約業者登録 登録申請' (Discretionary Contract Contractor Registration Application). It contains the following sections:

- 随意契約業者登録 登録申請**: Introduction text stating that users can apply for registration if they are a party to a discretionary contract with the prefecture. A '戻る' (Back) button is located at the bottom.
- 委託役務随意契約業者 登録申請**:
 - [新規申請]**: Text explaining that users can apply if they are a party to a discretionary contract. A note states that this application is only for those who have received a registration instruction from the prefecture. A sub-section '新規申請(資格登録の経験なし)' (New Application (No Experience with Qualification Registration)) explains that users must apply if they have never done so before. Another sub-section '新規申請(資格登録の経験あり)' (New Application (With Experience with Qualification Registration)) explains that users can apply if they have previously done so and have their ID and password.
 - [変更申請]**: Text explaining that users can change their registration information. A sub-section '変更申請' (Change Application) lists '商号、契約先(名称、契約者名、電話番号、FAX番号等)に関わる変更を行う方はこちら' (Click here for changes to company name, contract partner, etc.). A sub-section '登録辞退' (Registration Withdrawal) explains that users can withdraw their registration.
- 負担金協定・工事等随意契約 登録申請**:
 - [新規申請]**: Text explaining that users can apply if they are a party to a discretionary contract. A note states that this application is only for those who have received a registration instruction from the prefecture. A sub-section '新規申請(資格登録の経験なし)' (New Application (No Experience with Qualification Registration)) explains that users must apply if they have never done so before. Another sub-section '新規申請(資格登録の経験あり)' (New Application (With Experience with Qualification Registration)) explains that users can apply if they have previously done so and have their ID and password.
 - [変更申請]**: Text explaining that users can change their registration information. A sub-section '変更申請' (Change Application) lists '商号、契約先(名称、契約者名、電話番号、FAX番号等)に関わる変更を行う方はこちら' (Click here for changes to company name, contract partner, etc.). A sub-section '登録辞退' (Registration Withdrawal) explains that users can withdraw their registration.

随意契約等により府の契約相手方となる方が登録申請を行うことができます。
申請を行いたい項目をクリックすると、各画面に遷移します。

戻るをクリックすると、「大阪府 電子申請システム」画面に戻ります。